



Dプロニュース

ご連絡先：〒231-0012 横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル5F
電話：045-226-5482 FAX：045-226-5483
e-mail：info@d-produce.com
ホームページ：<http://www.d-produce.com/>

4月からの社会保険関係の制度改正

・9.39%：長野県

◆「協会けんぽの保険料率」の改定

協会けんぽにおける保険料率が、平成23年4月給与天引き分から、全国平均で9.50%（従来は9.34%）に引き上げられています。

保険料率の高い順にならべると次の通りです。最も高いのは、北海道、佐賀県の「9.60%」、最も低いのは「長野県」の9.39%となっています。

- ・9.60%：北海道、佐賀県
- ・9.58%：福岡県
- ・9.57%：香川県、大分県
- ・9.56%：大阪府、徳島県
- ・9.55%：岡山県、高知県、熊本県
- ・9.54%：秋田県、山口県
- ・9.53%：広島県、長崎県
- ・9.52%：石川県、兵庫県、奈良県
- ・9.51%：青森県、和歌山県、島根県、愛媛県、鹿児島県
- ・9.50%：宮城県、福井県、岐阜県、京都府、宮崎県
- ・9.49%：神奈川県、沖縄県
- ・9.48%：東京都、愛知県、三重県、滋賀県、鳥取県
- ・9.47%：福島県、栃木県、群馬県
- ・9.46%：山梨県
- ・9.45%：岩手県、山形県、埼玉県
- ・9.44%：茨城県、千葉県、富山県
- ・9.43%：新潟県、静岡県

◆「出産育児一時金制度」の見直し

出産育児一時金の支給額は、引き続き「原則42万円」となっていますが、直接支払制度を継続したうえで、小規模施設などでは「受取代理」（妊婦などが、加入する健康保険組合などに出産育児一時金の請求を行う際、出産する医療機関等にその受け取りを委任することにより、医療機関等へ直接出産育児一時金が支給される）が制度化され、窓口での負担軽減が図られています。

◆在職老齢年金の支給停止基準額の改定

在職老齢年金の支給停止の基準額について、「47万円」が「46万円」に改定されました。

なお、支給停止の基準額は、賃金の変動などに応じて自動的に改定される仕組みとなっており、平成23年度については、平成22年の名目賃金の下落（マイナス2.0%）により、「47万円」が「46万円」に引き下げられました。

個人事業主と

「労働組合法における労働者」

◆相次いで出された判決

先日、「労働組合法における労働者」に該当するか否かをめぐる注目す

べき判決が相次いで出されましたので、以下にご紹介します。

◆業務委託契約・出演契約の性質

1つは、「住宅設備のメンテナンス会社と業務委託契約を結ぶ個人事業主」に関するもの、もう1つは「劇場側と出演契約を結ぶ音楽家」に関するものですが、最高裁判所は、個人として働く人の権利を重視して、いずれについても「労働者に該当する」との判断を示しました。

いずれの訴訟でも、一審・二審では、「労働組合法における労働者」とは認められていませんでした。

◆「労働組合法における労働者」とは？

一般に、「労働組合法における労働者」とは、賃金・給料等の収入を得て生活する人のことを言います。

そして、「労働組合法における労働者」であると認められれば、憲法で保障する「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」の3つの権利が認められ、非常に大きな意味を持ちます。

例えば、「団体交渉権」が認められれば、労働組合が使用者と交渉することができ、使用者が正当な理由なく労働組合代表者との交渉を拒んでしまえば、いわゆる「不当労働行為」に該当することとされてしまいます。

◆今後、企業が注意すべき点は？

企業が経費削減等の理由から外注化を進めていることにより、個人事業主が増えている状況において、今回の判決が、上記のような個人事業主と音楽家が「労働組合法における労働者」に該当すると認めたことには、大きな意味を持ちます。

もちろん、裁判となった事件にはそれぞれ異なる背景・経緯がありますが、今後、同様の働き方をしている人、会社と

業務委託契約を結んで働いている技術者やドライバーなどが「労働組合法における労働者」と認められる可能性はあると言えます。

今後、企業においては、業務委託契約を結ぶ等する際には、上記の裁判例を参考に、慎重を期する必要があると言えるでしょう。

被災者の就労支援・雇用創出と雇用調整助成金

◆プロジェクト第1段階

東日本大震災などの発生を受け、政府が設置した「被災者等 就労支援・雇用創出推進会議」は、被災者の就労支援、雇用創出を促進するため、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト」第1段階(フェーズ1)を発表しました。

まずは、復旧事業などによる被災者への就労機会の創出や被災地企業・資財の活用、希望する被災者が被災地以外の地域で就労可能とすることなどを実施する考えです。

◆主な施策内容

- (1) ハローワークを活用した被災者向けの求人確保ときめ細かな就職支援
- (2) 雇用調整助成金制度の拡充
- (3) 3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金(被災地に居住する方を採用した場合120万円を支給(従来は100万円))をはじめとする助成金の拡充
- (4) 震災被害者への失業手当の特例支給
- (5) 地域障害者職業センターにおける障害者の雇用継続のための特別相談の実施等

◆雇用調整助成金の拡充

上記(2)の雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)は、経済

上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員を一時的に休業などさせた場合に、休業手当相当額の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。

震災被害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合、この雇用調整助成金が利用でき、さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の9県のうち、災害救助法適用地域にある事業所については、次の(A)～(C)の通り、支給要件が緩和されます。

(A) 今回の地震に伴う「経済上の理由」により、最近1か月の生産量、売上高などがその直前の1か月、または前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となる。

(B) 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高などがその直前の1か月、または前年同期と比べ5%以上減少する見込みである事業所も対象となる。

(C) 平成23年6月16日までの間に提出された「計画届」については、事前に届け出たものとして取り扱う。

◆その他の特例適用

なお、「9県の特例対象地域に所在する事業所などと総事業量の3分の1以上の経済的関係（取引関係）がある事業所の事業主」と「計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業主」については、上記の(A)(B)が適用されます。

5月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者

がいる場合>

[公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

31日

- 自動車税の納付[都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

編集後記(飯田)

季節の変わり目は早いものです。「風光る春」が背中に過ぎ、「風香る初夏」が垣間見えてきました。新しい季節を迎えると心が一新しますね。

とは言うものの、あの東日本大地震からまだ1ヶ月あまりです。未だに震度6以上の余震が続いている状況の中でも、被災地の復興が着々と進んでいることを頼もしく感じています。新しい季節を迎えることによって、一人ひとりが少しずつでも明るい気持ちを取り戻し、日本全体が閉塞感に落ち込まないようになればと願っています。

さて、この時期新入社員を対象に「理想の上司像」が産業能率大学より発表されます。少しご案内いたしますと、

【理想の男性上司】

- 1位 池上 彰
- 2位 所 ジョージ
- 3位 堤 真一、阿部 寛、イチロー

【理想の女性上司】

- 1位 天海 裕希
- 2位 真矢 みき
- 3位 江角 マキコ でした。

理想の上司を挙げた理由として、「やる気を引き出してくれそう」、「自分の強み・弱みを見抜いてくれそう」、「自分に適した役割や経験の場を与えてくれそう」などが上昇しているそうです。

新入社員に限らず、「自分のことを見ていてくれる」という安心感はこの世代にも共通して求め・求められているのではないかと感じます。

自分の周りの人達へ、少しばかりですが気配り・心配りを忘れずに行動していかうと改めて思いました。